

令和9年度 学童保育所利用料 減免制度のお知らせ

市では、「村上市学童保育所条例」に定める基準により利用料を減額又は免除することができます。

つきましては、下記区分のいずれかに該当し減免を希望される方は、「学童保育所利用料減免申請書」にご記入の上、下記提出先までご提出ください。**なお、減免を希望される場合は、毎年度申請が必要です。また、児童ごとに申請が必要です。**

区分		減免率
①	生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者	100%
②	天災その他不慮の災害により利用料の納付が困難になった者	100%
③	準要保護世帯で児童・生徒の就学援助を受けている(申請する予定の)者 (就学援助受給世帯)	50%
④	主たる生計維持者の失業、疾病等により、収入が著しく減少し、利用料の納付が困難になった者(生活保護受給程度)	50%
⑤	生計を同じくする3人以上の子どもを監護する者(多子世帯)	50%
⑥	区分③～⑤のうち2つ以上に該当する者	100%
⑦	その他市長が必要と認める者	市長が別に定める率

(例1) 要件が多子世帯の場合

第1子 高校生

第2子 小学生(学童利用) → 50%減免

第3子 保育園

(例2) 要件が多子世帯と就学援助の両方の場合

第1子 高校生

第2子 小学生(学童利用) → 100%減免

第3子 小学生(学童利用) → 100%減免

■提出期限 令和9年3月31日(水)

※区分③(就学援助)にかかる減免の承認結果については令和9年7月上旬頃に通知いたします。承認結果が出るまでは減免適用前の利用料を徴収いたしますが、提出期限までに申請し承認された場合は、4月分まで遡り減免を適用し過納分を返還いたします。

※減免申請は学童入所前にご提出ください。提出期限後または学童を利用し始めてから提出された場合、遡っての減免適用はできませんのでご了承ください。

※区分①と⑤に該当する場合は、4月利用分から減免適用となります。

■提出先 村上市役所こども課、各支所地域振興課地域福祉室、各学童保育所

※入所申込書類と一緒に減免申請書をご提出ください。

■問い合わせ 村上市役所こども課子育て福祉室 電話 75-8939(直通)

減免申請は

↓電子申請も可能↓



⇒裏面「申請書記入例」

記入例

様式第4号(第4条関係)

学童保育所利用料減免申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先)村上市長

保護者 住所 **村上市三之町1-1**
氏名 **村上 鮭太郎**

村上市学童保育所条例施行規則第4条の規定により、学童保育所利用料の減免を申請します。

なお、減免の審査のため、必要に応じて世帯員の台帳等の閲覧、関係部署への照会を行うことについて同意します。

減 免 対 象 児 童 名 生 年 月 日	村上 鮭子 平成30年11月11日生
入 所 施 設 名	二之町学童保育所
減免を必要とする理由	例1)就学援助を申請し認定を受けているため(認定を受ける見込みのため) 例2)生計を同じくする3人以上の子どもを監護しているため ※上記の理由が両方該当する場合は、二つとも理由をご記入ください。
減免を希望する期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
そ の 他	